

研究ノート

〈資本主義の多様性〉論と  
イノベーション・システム論 (上)

——〈比較制度優位〉をめぐる討論——

安孫子 誠男

はじめに

学問の歩みにはおおよそ10年くらいの間隔で、ながい熟成期間を俟って誕生し、従来の研究史の軌道を転轍するような作品が現われる。関心に偏りや軽重の差があることは承知のうえでいまランダムにあげるならば、レギュラシオン理論の生誕を告げた M. アグリエッタ『資本主義の調整と危機』(1976年)、進化経済学の軌道を設定した R.R. ネルソン／S.G. ウィンター『経済変動の進化理論』(1982年)、福祉レジームの国際比較に決定的に寄与した G. エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』(1990年)、課税記録の歴史統計的研究により格差論に一時代を画したトマ・ピケティ『21世紀の資本』(2013年)などが、直ちに思い浮かぶ。21世紀の初頭に刊行され比較資本主義論史に一石を投じた P.A. ホール／D. ソスキス編『資本主義の多様性——比較優位の制度的基礎』も、——学問的インパクトの点でより静かな成果だが——そうした一冊をなすといつてよい。ながい共同研究の所産としてこの書が刊行されるや、「比較優位の制度的基礎」という本書のテーマをめぐる賛否両論のモノグラフが相ついで現われることになる。

B. ハンケの編纂になる『資本主義の多様性を討論する——読本』<sup>1)</sup>

（2009年刊，以下『読本』と略記）は，2001年に公刊されたホール／ソスキス編『資本主義の多様性』をめぐって展開された論争史の主要文献を集成したものである。それはこの著作を軸に展開した21世紀最初の10年間の比較資本主義論史を集約している。ホール／ソスキス編の著作の冒頭論文「資本主義の多様性・序説」を初めとして，それをめぐる批判と展開の計九本の論稿が収められる（“nine key texts on VoC” とハンケはいう）。本書の全体は三部から構成され，「第Ⅰ部 資本主義の分岐」「第Ⅱ部 資本主義の多様性を討論する」「第Ⅲ部 資本主義の多様性を再考する」からなる。Colin Crouch (2005), *Capitalist Diversity and Change: Recombinant Governance and Institutional Entrepreneurs*; Wolfgang Streeck and Kathleen Thelen (eds.) (2005), *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*; Bob Hancké, Martin Rhodes, and Mark Thatcher (eds.) (2007), *Beyond Varieties of Capitalism: Conflict, Contradictions, and Complementarities in the European Economy* といった〈資本主義の多様性〉論の批判的省察の代表作の巻頭論文，ならびに *Socio-Economic Review* 誌等に掲載された批判と展開のモノグラフが収められ，現代資本主義の多様性と構造変容をめぐる論点群が浮き彫りになるよう本書は編成されている。この書を通読すれば資本主義の多様性論をめぐる争点のエッセンスが掴めるよう工夫されており，本書はまことにバランスのとれた論集（“a reader”）だといってよい。

その第Ⅰ部では，原著者の長大な論文を冒頭にして（第1章），資本主義の類型学（typologies）と制度変化（institutional change）をめぐる問題群が包括的に論じられる（第2・3章）。第Ⅱ部では，制度的補完性とマクロ経済パフォーマンスとの関連をめぐる経験的研究が（第4・5章），またイノベーションと比較制度優位の関連についての対極

---

1) Hancké (ed.) (2009).

的な論稿が(第6・7章), 配置される。第Ⅲ部には, 「リソースとしての制度」という観点からの制度変化論(第8章), 国家と経済の関連をも視野に入れた包括的な比較資本主義論(第9章)が, 収められている<sup>2)</sup>。第6章(1999年)を除きすべてが2000年代の10年間に公開された論稿からなり, 本書はさながらVOC論争史初発の10年とよんでよい学問的進化の集約表現となっている。VOC論の原著者のひとりP.A. ホールの制度認識をめぐる変化(「均衡としての制度」・静態的制度観(2001年)から「リソースとしての制度」・制度変化論(2009年)への力点移動)も, 本書の編成から知ることができよう。

本稿は, こうした〈資本主義の多様性〉論争史の中心的テーマである「比較優位の制度的基礎」(比較制度優位 comparative institutional advantage)論について, とくにイノベーション・システム論との関連で論ずるものである。筆者はこれまで, 技術革新と組織・制度変容とのかわりを視軸にして現代資本主義の多様性と構造変容を捉えるためのconceptual frameworkを求めて, 比較制度論の新たな視点や方法をしめす作品群を検討してきた<sup>3)</sup>。一般に比較論的省察は対象のコントラストを検出しようとするあまり静態的な記述に陥りやすいし, 逆にまた,

- 
- 2) 本書の目次を以下に記しておく(括弧内は著者名と初出年)。第Ⅰ部「資本主義の分岐」〔第1章「資本主義の多様性・序説」(P.A. Hall and D. Soskice, 2001), 第2章「資本主義の類型学」(C. Crouch, 2005), 第3章「先進政治経済における制度変化」(W. Streeck and K. Thelen, 2005)〕。第Ⅱ部「資本主義の多様性を討論する」〔第4章「資本主義の多様性と政治経済の制度補完性——経験的分析」(P. Hall and D.W. Gingerich, 2004/05), 第5章「制度的整合性とマクロ経済パフォーマンス」(L. Kenworthy, 2006), 第6章「ハイテク産業はドイツで繁栄できるか?——制度的枠組みとドイツのソフトウェア・バイオテクノロジー産業の進化」(S. Casper, M. Lehrer, and D. Soskice, 1999), 第7章「資本主義の多様性の技術革新論への経験的反証」(M.Z. Taylor, 2004)〕。第Ⅲ部「資本主義の多様性を再考する」〔第8章「資本主義の多様性における制度変化」(P. Hall and K. Thelen, 2009), 第9章「資本主義の多様性を超えて」(B. Hancké, M. Rhodes, and M. Thacher, 2007)〕。

- 3) 安孫子(2012a)は, 不十分ながら, そうしたテーマ探求の一里塚である。

動態的な視角をとろうとすると歴史的変容は捉えられても構造的な比較特性が見逃される。〈動態比較〉という視角から、現代の社会経済システムの構造特性を捉えようとするばあい、〈イノベーション・システムの制度的埋め込み institutional embeddedness of innovation systems〉とよびうるテーマが省察の中心におかれてよいだろう。本稿では、〈比較制度優位〉をめぐる論点群を整理することで、比較資本主義論の動態化を試みる一ステップとしたい。

## I 〈資本主義の多様性〉をめぐる討論——B. ハンケの『読本』解題を中心に

『読本』の冒頭には、編者ハンケによる簡潔な解題が付されている。まずはハンケの解題を参考にして、『読本』で〈資本主義の多様性〉（VOC<sup>4)</sup>）論をめぐる討論がどのように整序されているかを概観し、ついで、とくに比較制度優位論にかかる〈イノベーション・システムの制度的埋め込み〉がどう議論されているかについてみよう。

1. ハンケは VOC 論への批判を三つの広いテーマにそって分けている。第一の批判は、資本主義の多様性というアイデアそのもの（very idea of capitalist variety itself）に異議を唱える潮流である。自由主義者の収斂理論、社会構成主義者、歴史的制度主義者という異なる視角からの批判は、「制度によって主導される分岐という基本アイデアkey idea of institutionally driven divergence」を攻撃した。第二の潮流は、異なる資本主義モデルという考え方を問題にするというよりは、資本主義の多様性論の構成要素（constituent elements）を批判的に捉え

---

4) 以下、〈資本主義の多様性 Varieties of Capitalism〉を多く VOC と略記する。また、この議論のキーワードである〈自由な市場経済 liberal market economies〉を LME、〈コーディネートされた市場経済 coordinated market economies〉を CME、と略記。文中の力点は、断りのないかぎり筆者のものである。

る。そこでは、ひろく国家の欠如、補完性の性格、貿易特化、比較制度優位がおもな論点をなす。第三の批判的潮流は、資本主義の多様性への異なる、しばしば概念的にはより豊かなアプローチ〈多様性論のオールタナティブ〉を主張している<sup>5)</sup>。以下、順にサーベイしよう。

第一のグループには、“自由主義の収斂理論”と称されるものがあり、資本主義間の制度的分岐という考え方そのものに疑問を呈する。資本主義経済は発展すればするほどひろく世界市場と国際分業に組み込まれ、資本間の競争はやがて制度の収斂をもたらすという考え方である。新自由主義者の見方にとどまらず、ドイツはもはやCMEではないというW. シュトレークの悲観的な評価もこの主張に属するとハンケはいう。また、社会構成主義者はアクターの戦略的行動が社会を構成し制度をつくるという見方をとり、“収斂”や“分岐”という用語が資本主義経済を理解するための有用な枠組みを提供しないとみる。アクターは広い制度的規範的パラダイムのなかで異なる解法を見出そうとして戦略的実験を試みるのであり、収益の最大化をめざし制度的枠組みを変化させる戦略に依拠する。そうした実験はローカル化されており、VOC論のいう国民的枠組みというカテゴリーは地域的に多様なガバナンスを排除すると考えられている。同書の第2章に収められたC. クラウチは、現代資本主義の分析のための主要カテゴリーとして制度よりもガバナンスを採用する。そこでは、(新制度主義によって鼓吹された) VOC論の力説する制度に基礎づけられた経路依存性よりも現代経済活動のローカル・地域的・国民的ガバナンスの多様性こそ重要であり、国民的集計という方法はガバナンスの多様性を無視すると批判されている。

第二のグループは、分析レベルやアプローチ全体に対する広い理論的関心について懐疑を示すというよりは、VOC論の構成要素あるいは分

---

5) Hancké (2009), pp. 5-16.

析枠組みの特有な弱みとみえるものへの批判からなる。ことに、VOC論の経験的研究のキー概念である「制度的補完性」および「比較制度優位」が議論の焦点となる。

まず「制度的補完性」の概念。ある制度の存在（ないし効率性）が他の制度の存在（ないし効率性）から利益をえる場合には両者間に制度的補完性があるという。しかし、ハンケは諸種のファクター間の捉え方があまりに機能主義的にならないよう留意しており、したがって制度的補完性の概念をアクター中心の状況依存性に結びつけることが重要だという。また、「同じ方向を向きながら資本主義の諸種のサブシステム間の内的関連を理解するための異なる含意」（Hancké, 2009, p. 9）を有するものとして、「両立性・整合性・補完性」の概念間の差異に留意すべきとされる。たとえばR. ボワイエは、VOC論の「強い補完性」仮説に疑問を呈し、ドイツにおける労使関係制度（共同決定法と労使協議制）の持続と企業統治の変化（株主価値の優位）との今日の関係を観察しつつ、両者の関係はかつて「両立可能であるが必ずしも補完的ではなかった compatible but not necessarily complementary」（Boyer, 2005, p. 368）と評している。

つぎに「比較制度優位」の概念にかかわる、製品市場戦略は先進資本主義諸国間で系統的に異なるというアイデアについて。比較制度優位およびイノベーション特化（根元的か漸進的か）はVOC論における動態概念の中心にある。これは、国民的な制度枠組みは企業が採用する競争戦略に相対的に狭い選択集合を課するという考え方であり、したがって諸国は異なる輸出活動に特化するという考え方である。たとえば、米国の自動車産業は、1980年代に日本との競争に苦しんだのに対して、ドイツのそれは労働関係の構築的システムに依拠して品質と価格の点で上方にシフトすることで日本の脅威を切り抜けた（シュトレークのいう「多品種高品質生産」戦略）、あるいは、バリューチェーンの特殊な活

動をどこに立地するかを決定するさい、多国籍企業は異なる制度的環境間の裁定行動をとる。より高位の技能を必要とする設計やエンジン製造はドイツのような国に立地するのに対して、組み立てのような低付加価値の活動は中欧にある低コストの地域に移動する。「LMEにおける流動的な市場配置が切り替え可能な資産 switchable assets への投資を促進するのに対して、CMEにおける稠密な制度的ネットワークは、特殊の資産ないし共同の特殊の資産 specific or co-specific assets への投資の魅力を高める」(Hall and Soskice, 2001, p. 49; 訳57頁)からである。

VOC論においては、制度的枠組みはイノベーションのタイプの制約条件となり、LMEでは根元的イノベーションが、CMEでは漸進的イノベーションが優越する。この議論は、セクターのイノベーション活動の国際比較において現われるだけでなく、新産業が異なる技能を活用するのに使われるという動態の形態をとる。たとえば、ドイツのバイオテクノロジー企業は、他のバイオ企業のためのカスタム化された技術に依拠するより安定的な市場セグメントに特化する。対照面のみを強調していえば、ドイツのバイオ企業は医薬品産業において創薬研究のための機器・試薬等を開発するバイオツール型（いわば他のバイオ企業のための“工作機械”生産）に特化するといつてよい。こうしたサブセクター特化論をめぐっては後述するように一定の論争がある。

第三のグループは、資本主義の多様性論に関する代替的パースペクティブである。ハンケは重視すべき視点として、「分岐 divergence の理論」というよりは、「非収斂 non-convergence の理論<sup>6)</sup>」を主張している。ハンケは二つの代替的比較論をあげる。ひとつはR. ホウイットリらの企業論的視角からの比較、「国民的ビジネスシステム National Busi-

---

6) ここには、Streeck (2009) の Part III, ch. 12 'Convergence, Nonconvergence, Divergence' (*ibid.*, pp. 161-71) が念頭におかれている。

ness Systems」論であり、もうひとつはB. アマーブルらの「イノベーションと生産の社会的システム Social Systems of Innovation and Production」の国際比較である。ハンケはとくにアマーブル『五つの資本主義』を引照し、その包括性を称揚している。アマーブルは、社会経済システムを、製品市場競争、賃金決定制と労働市場、金融と企業統治、社会的保護と福祉国家、教育制度という五つの制度エリアに分けたうえで、主成分分析とクラスター分析という統計的手法を用いてエリア間の補完性を明らかにし、市場ベース型、社会民主主義型、大陸ヨーロッパ型、南欧型、アジア型という五つの資本主義モデルを析出した。こうした分析を前提にしつつ、ハンケのほうは、市場ベース型、国家中心型、アソシエーション型という少なくとも三つの経済的ガバナンス様式が区別されるべきと主張している（Hancké, 2009, pp. 13-5）。

ハンケはこうした包括的サーベいのうえで、VOC論の意義を、(1)比較制度優位と制度的補完性とを関連づけること、(2)グローバリゼーションを「分岐する調整の主導因」とみる、すなわち「グローバリゼーションはしばしば比較制度優位を強化する」とみること、という二点に集約している<sup>7)</sup>。

このうち比較制度優位と制度的補完性との関連づけという(1)の論点については、クラウチやボワイエのいうように、制度的補完性と制度的両立性とを区別するならば、VOCアプローチのように両者を厳密に関連づける必要はないであろう（Crouch (2005), Boyer (2005)）。

また(2)の論点は、VOC論における企業の「制度的裁定 institutional

---

7) ハンケはVOC論の古典的想源を、D. リカードウの比較優位論とA. スミスの市場=分業論（「分業の深化は市場の広がりによって規定される」）に求めている（Hancké (2009), p. 5）。VOC論に対する批判はこの二つの基本洞察（two key insights）をめぐって旋回するという。後述するように、K. ランゲらの基本問題の提起（「制度的異質性と国際化とをVOCアプローチへと統合する」）はこの二つの点にかかわる。

arbitrage」論にかかわる。ここに「制度的裁定とは、企業活動の追求に対し政治経済の制度的枠組みが提供する優位を得るために、企業が他国へその特定の活動を移転させることを意味する。こうして、企業がLMEへその活動のいくつかを移動させるのは、労働コストを引き下げただけではなく、ラディカル・イノベーションのための制度的サポートを獲得するためである。……逆に、品質管理、技能水準、制度的枠組みが提供する漸進的イノベーションの能力を獲得するために、企業はCMEに別の活動を立地するだろう」(Hall and Soskice, 2001, p. 57; 訳65-6頁)。ただしVOC論では、この企業の制度的裁定論は、イノベーションの制度的サポートを求めて企業がトランスナショナル化すると論じるととどまらない。企業の裁定行動は、ひるがえって、制度的枠組みの分岐をさえ引き起こすと主張されている。「この種の企業移動は次第に各国間の制度的枠組みの相違を強めていくことになる」(*ibid.*, p. 57; 訳66頁)。だが、逆ははたして真であろうか。

2. ハンケは、「〔公表時期はやや初期だが〕イノベーションに関するVOCのもっとも包括的な所説」(Hancké, 2009, p. 16)としてキャスパー／レーラー／ソスキス(1999)の共同論稿「ハイテク産業はドイツで繁栄できるか?—制度的枠組みとドイツのソフトウェア・バイオテクノロジー産業の進化」を取り上げている。それは「イノベーションの比較研究のためのVOC論の含蓄の異なる次元、より一般的にいえば、イノベーション・システムの制度への埋め込み institutional embeddedness of innovation systems」(*ibid.*)を探究するものと評される。『読本』に収められたテイラーの批判は、この論文の主要論点のいくつかに直接的・間接的に向けられているが、「しかしまた、異なる制度的アプローチがたがいに補完しあい、収斂しさえするかもしれない領域を示唆する」(*ibid.*)とハンケはいう。では、キャスパーらの仕事とテイラーら

の仕事はどのような意味で補完しあい、収斂しさえするのか。ここで取り上げるのは、こうした〈イノベーション・システムの制度への埋め込み〉をめぐる基本問題である。

キャスパーらの共同論文のテーマは、「ドイツの諸制度が、ソフトウェアとバイオテクノロジーという二つの最重要なハイテク産業領域での展開にどのようなインパクトをあたえるか」である。かれらの主張のポイントは、「ドイツの産業特化のパターンは、国の制度パターンの噛み合わせ *interlocking complex of national institutional patterns* によってつよく影響をうけつづけている」（Casper *et al.*, 1999, p. 8）という点にある。二ステップで議論は進められる。はじめに、ドイツの制度的枠組みの概観とそれがドイツのイノベーションのパターンにあたえる影響の解明。ついで、そうした視点から、ドイツのソフトウェアとバイオテクノロジーの活動の特徴が考察される。

キャスパーらはまず表1を示して、ドイツと米国の制度的枠組みの差異を、労働法、会社法、技能形成、金融システムの四つの領域ごとに対比する。労働法では、まず「規制的な *regulatory*」ドイツと「自由主義的な *liberal*」米国とが対照される。ここでは、賃金交渉に労働組合の交渉力が関与するか否か、ならびに「競争条項 *competition clauses*」が施行されるか否かが、対照の基準をなす。ここに競争条項とは、企業を退職した従業員がその企業と競合する活動を行うことを禁止する「競業禁止条項 *Non Compete Clause*」をいう。米国（とくにカリフォルニア州）ではこの条項は無効とされ、起業の活発化が促される。またこれに関連して、ドイツにおける従業員の企業内長期キャリアの傾向と、米国における従業員の転職への障壁の低さが、対照される。

会社法にかんしては、ドイツのステークホルダー・システムと米国の株主システムが、対比される。ドイツでは、二層の役員制度ならびに従業員のための共同決定法が特記されており、業務執行機関である執行役

表1 ドイツと米国の制度的枠組み構成

	ドイツ	米 国
労働法	規制的（賃金交渉の調整システム、競争条項の施行）。従業員の企業内長期職歴への傾向	自由主義的（分権化された賃金交渉、法廷による競争条項の無効化）。従業員の転職への障壁の低さ
会社法	ステークホルダー・システム（二層の役員制度プラス従業員のための共同決定法）	株主システム（企業組織への最小の法的制約）
技能形成	産業からの実質的参与を伴う組織された研修制度。カリキュラムと研究の設計における産業と技術大学との緊密な連携	職業的技能向けのシステム化された研修制度の欠如。大半の大学と企業との連携はR&D活動とその人材にはほぼ限定
金融制度	主に銀行ベース型で、企業統治のステークホルダー制と密接な関連をもつ。企業コントロールのための敵対的市場は欠如	主に資本市場システムで、企業コントロール市場および企業の金融所有・コントロールと密接に関連

会と監督機関である監査役会が制度上分離され、二元的構造になっている一方、監査役会への労働者代表の参加という企業レベルの共同決定制度が存在する。米国では、企業組織への最小の法的制約として、一元的な株主システムが存在するにすぎない。

技能形成にかんしては、職業訓練制度と大学と企業との連携（産学連携）との二方向からドイツと米国が対比されている。職業訓練制度については、産業からの実質的参与を伴う組織された教育訓練制度をもつドイツと、職業的技能向けのシステム化された教育訓練制度の欠如によって特徴づけられる米国とが、対照される。また産学連携については、カリキュラムと研究のデザインにおいて産業と技術大学とが緊密に連携するドイツと、大学と企業との連携はおおむねR&D活動とその人材に限定される米国とが、対比される。

金融システムについては、おもに銀行ベース型で、企業統治のステークホルダー制と密接な関連をもち、企業コントロールのための敵対的市場の欠如によって特徴づけられるドイツと、資本市場システムが支配的で、企業コントロール市場および企業の金融所有・コントロールと密接に関連する米国とが、対照されている。

それぞれの制度がバラバラに存立するのではなく、相互に補完しあう interlocking complex として存在することが力説されており、ここからイノベーションの性格が、ドイツでは漸進的なものとして、米国では根元的なものとして現われる点が主張される。

ついで表2「バイオテクノロジーとソフトウェア産業における起業家ベンチャーの市場セグメント」が示され、サイエンス型産業の独米二パターンが問題とされる。ドイツにおいても1990年代半ば以降、サイエンス型産業が繁茂するが、両国間にはサブセクター（ないし市場サブメント間）の差異が生じていることが力説される。

キャスパースらはバイオテクノロジーを治療学領域とプラットフォーム

**表2 バイオテクノロジーとソフトウェア産業における起業家ベンチャーの市場セグメント**

	治療学 標準的ソフトウェア製品	プラットフォーム技術 ソフトウェアサービス
市場特性	特殊な大量市場ニーズに見合う新製品の開発	広範なアプリケーションを伴う実現能力の創出
技術特性	分離した技術	累積的技術
企業特殊的知識	低い	高い
金融リスク	高い（技術または市場のリスク、高いR&Dコスト）	低いか中間（よく特定された市場と技術、より低いR&Dコスト）
一般的リスクの様相	高い	低い

ム技術に区分し、ソフトウェア産業を標準的ソフトウェア製品とカスタム志向のソフトウェアサービスに区分する。二つのタイプのイノベーションが、市場特性、技術特性、企業特殊の知識、金融リスク、一般的リスク・プロファイルごとに対照される。市場特性の面では、前者（治療学、標準的ソフトウェア製品）で根元的イノベーションあるいは「特殊な大量市場ニーズに見合う新製品の開発」と、後者（プラットフォーム技術、ソフトウェアサービス）で「広範な応用を伴う実現能力の創出」とが対照される。技術特性面では、前者での「分離した技術 discrete technologies」、後者での「累積的技術 cumulative technologies」が対照される。また企業特殊の知識としては、前者では低いが、後者では高い。金融リスクについていえば、前者では技術や市場のリスクやR&Dコストは高く、後者では低い。こうした対照性は一般的リスクにおいても同様に観察される。

こうした特徴づけは、LME では根元的イノベーションが、CME では漸進的イノベーションが適合的であるという VOC 論の主張に集約され (Hall and Soskice, 2001, pp. 36-44; 訳42-51頁)、さらには、制度的条件とサイエンス型産業の「サブセクター特化」との関連づけというキャスパーの議論に引き継がれていく (Casper, 2007)。

以上のような VOC 論の比較制度優位論に対して、M.Z. テイラー (Taylor (2004)) は、つぎの疑問を提示した。(1) VOC 論は、ある産業は根元的イノベーションに、別の産業は漸進的イノベーションに、本性的に inherently 特徴づけられると潜在的に仮定しており、産業とイノベーション特性とが一對一的に対応するものと捉えた (イノベーション特性と産業との直結論)。(2) かれらの主張を支持するにあたって、わずかに二カ国の、四つの年の特許データの値のみが考慮されており、しかもその一方の米国のデータはほとんど「外れ値 outlier」だという (比較の“スナッフショット”性)。(3) イノベーションの尺度をたんに特許

の算定にとどめており、それゆえ、取るに足らない特許を高度に革新的な特許と同等にカウントしている。また、イノベーションの尺度として特許以外には求めない（特許軽重不問論および特許の特権化論）（*ibid.*, p. 228）。テイラーはイノベーションの尺度とイノベーションの国際間移転にとくに関心を示している。

まず第一の論点。テイラーは、VOC論における「特定の産業のイノベーション性格についての暗黙の仮定」を問題にする（*ibid.*, p. 231）。暗黙の仮定とは、VOC論が、ある産業が生来的により根元的革新性を持ち、他の産業が生来的により漸進的革新性をもつ、と仮定している点である。しかし、テイラーはJ.M. アターバックのイノベーション動学論を引証しながら、所与の産業のイノベーション性格は、静態的ではなく動態的であって、両者の区別が産業のタイプというよりは、（根元的な製品革新から、より低コストに製品を生産するプロセス革新への推転といった）「産業の技術的成熟度」に依存することを力説する（*ibid.*）。

このイノベーション特性と産業との直接的対応論については、クラウチ（Crouch（2005））もつぎのように批判する。VOC論は「新産業内のイノベーションはすべて根元的イノベーションを表わし、旧産業内のそれはすべて漸進的イノベーションを表わすと自動的に想定している」。イノベーションの根元性と漸進性を新産業と旧産業とに割り振る方法にしたがうならば、マイクロソフト社によるウィンドウズの緩やかなヴァージョンアップは根元的イノベーションに属し、他方、自動車企業による水素燃料エンジンの開発という画期性は漸進的イノベーションとみなされてしまう。前者が情報通信産業という新産業に属し、後者は自動車産業という旧産業に属するからだ。このような「異なるセクターを異なるタイプのイノベーションの代理者とみなす」方法が批判されるのである（*ibid.*, p. 81）。

第二に、VOC論はヨーロッパ特許局の特許データを用い、米国とド

イットの特許について1983-4年と1993-4年の2カ年のみを“スナップショット”として観察したという点<sup>8)</sup>。これに対しテイラーは、米国経済調査局(NBER)における1963-99年の36年にわたる米国およびその他162カ国の出願特許292万件を対象にして、36年間の特許活動(292万件の特許数と1600万件の被引用数)を調査している。2カ年のスナップショットの比較から、36年間の特許活動の時系列的観察へと、対象が拡張される。さらに、イノベーションの重要度の尺度として使用特許の被引用数がデータとして扱われている。特許数のみをイノベーション尺度に用いることはイノベーションの軽重の差が見逃される。当該特許がどの程度引照されるかによりイノベーションの軽重が測られている。こうして、292万件の特許数および1600万件の被引用数を対象として、36年間にわたる特許活動の包括的調査が行われるのである。

第三に、テイラーによるVOC論の批判点として、イノベーションにおける国家の役割の無視がある。四つほどの論点が列挙されている。(1)世界中をとおして、多くの有用なイノベーションは——しばしば国防の利害に発する——国家支援と国家管理の研究開発の結果である。(2)多くの国で革新的な研究開発を主導したのは、公的なアカデミック機関(欧州)、あるいは顕著な国家支援から利益をえる私立大学(米国)である。(3)イノベーションが輸入技術の漸進的改善という形態をとる場合は、政府が輸入技術の選択に強い決定権を有した(例えば日本)。(4)政府はしばしば、新しいイノベーションのための市場創造者や主要な普及者として、指導的な役割をはたす(新興国)。テイラーによれば、VOCのイノベーション論は、しかしこうした因果メカニズムをほとんど顧みない。VOCの論者たちは、「政府の保護主義や国家の所有権への

---

8) キャスパーらの論文中に掲示され、ホール/ソスキスの2001年論稿に収められた特許特化の独米間「ミラーイメージ」の表は、ハンケ編『読本』では省略されている。

陳腐な焦点づけから逃れようとして、あまりに行き過ぎたようだ」。そこから将来の研究アジェンダとして、「VOC論によって力説された法人中心の関係と、伝統的な政治経済学で利用された国家中心のメカニズムとの、ひとつの総合」(ibid., p. 244)を見出す必要性が要請されている。

テイラーの主張点はもうひとつある。イノベーションの国際比較のためには国内制度の比較というレベルを超えて技術移転にかかる国際関係がもっと研究されねばならないという。「主導する革新者をもつ国の関係の範囲と深さが技術プロファイルを規定するうえで顕著な重みをもつ。科学の基本法が公共財である一方、こうした法を新技術の適切な利用と開発に適用するために必要な暗黙知は相対的に除外される。それゆえ、主導国と他の諸国とのあいだでの、対外直接投資、教育上の交流、軍事支援、科学とエンジニアリング労働の国際的フローがイノベーションにあたる効果、ならびにVOC論者と貿易理論家が関心をよせる集積パターン *agglomeration patterns* が探求されねばならない」とされる (ibid., p. 244)。これは、後述するK.ランゲやR.ディーグ/G.ジャクソンのいう、イノベーションをめぐるトランスナショナル化論の力説と重なる。

先にハンケが指摘した、キャスパーらの仕事とテイラーらの仕事が「補完しあい、収斂しさえする」とはどのような意味かという問いに、ここで暫定的に答えることができよう。技術レジームと制度的枠組みの両面からイノベーション・システムの「サブセクター特化」を主張するキャスパーと、「法人主導論と国家主導論との統合」ならびにイノベーションの国際的移動論を主張するテイラーとは、「イノベーション・システムの制度的埋め込み」を捉えるうえでまさに「補完しあい収斂しさえする」といってよい。

以上のサーベイからつぎのテーマが浮かび上がろう。一方では、イノベーションのセクター間差異に注目しつつVOC論の視角から「サブセクター特化」を論ずるキャスパー（比較サブセクター論）、他方では、

キャスパーの制度的同型性（制度的同質性）論を批判して、「制度的異質性」<sup>9)</sup>論と国際化を関連させながら組織のイノベーション（ないし企業戦略）と制度の埋め込みとの関係を論ずるランゲ、ならびにディーグ／ジャクソンの議論。この両者の突き合わせから、イノベーション・システムにおける技術・組織・制度の関連を捉える複合的準拠枠、あるいは動態比較のための準拠枠を構築することは、〈イノベーション・システムの制度的埋め込み〉の動態比較を試みるばあい欠かせない作業だからだ。

## II 〈資本主義の多様性〉論とセクター・イノベーション・システム論

### II-1 「技術レジーム—企業のイノベーション能力—国の制度的枠組み」の関連構造

企業は競争優位の主要な源泉として、その制度的環境によって提供される比較優位をつねに利用するかどうか。この点をめぐって、S. キャスパー 対 A.M. ヘルマン-K. ランゲとの間で論争が交わされた<sup>10)</sup>。ヘルマンとランゲは、バイオ医薬品産業をフィールドとしてこの問いに「否」と答え、国の支配的的制度から逸脱した企業が比較制度劣位にもかかわらず、「開かれた国際労働市場と非典型的な契約」という「二つの機能的

---

9) ランゲは「制度的異質性 institutional heterogeneity」をつぎのように定義する。「必ずしもすべてのセクターがいくつかの制度によって同じように影響を受けないこと、また支配的な制度集合とは別に、異なる論理にしたがう諸制度が存在しうること」(ibid., p. 182) と定義する。institutional heterogeneity の邦訳は「制度の異種混合」なども考えられるが、それは支配的な制度がなく諸制度のバラバラな集合を想起させるので、「制度的同質性 institutional homogeneity」との対比で「制度的異質性」という訳語を選んでおく。長期の雇用慣行が支配的な制度として継続するなかで、ハイテク産業で研究者の“引き抜き”が行われるといった事態などがその一例である。

10) キャスパー vs ヘルマン-ランゲ論争については、安孫子 (2012b) を参照されたい。

に等価な制度」に依拠することによって、コーディネート型経済においても根元的革新がなされると論じた。これに対して、キャスパーは、企業行動への制度的条件という視点が強い原 VOC 論とはやや距離をとりながらも（“a more firm-centered approach” の力説）、——制度レベルならぬ——ビジネス戦略のレベルで「ハイブリッド化」<sup>11)</sup>が生じていることを主題とし、VOC 論の視角から、バイオ医薬品産業ならびにソフトウェア産業において「サブセクターでの特化」が生じていると主張した。その際、マレルバラのセクター・イノベーション・システム論に依拠しつつ、私的専有条件、技術累積性、知識性格の差異によって根元的革新と漸進的革新の分布の相違が生じることを明らかにし、労働市場制度、企業の組織構成などと関連させて「サブセクター特化」論を展開した。

S. キャスパーの著『シリコンバレーをヨーロッパに創造する<sup>12)</sup>——新技術産業に向けた公共政策』（2007年）はそのテーマをつぎのようにいう。「本書の狙いは、新技術企業を支援するために公共政策と国の制度的枠組みとの相互作用を検討することにある」（Casper, 2007, p. 4）。タイトルに即してより端的に言えば、シリコンバレーをヨーロッパに創造するために、どのような公共政策が必要であるかが、同書のテーマである。

---

11) R. ツーゲネフは、1990年代半ば以降のドイツ・モデルを企業統治と労使関係制度の「ハイブリッド化」として捉えている。「一方で企業統治システムの枠内で生じている、ドイツの企業統治のアングロ・サクソンの株主行動への適応と他方でドイツ共同決定の安定性は、ハイブリッド化の概念でもっとも適切に特徴付けられる」（Zugehor, 2003, 訳, 186頁）。これに対しキャスパーは、企業統治と労使関係の「制度的補完性」は維持されたまま「ビジネス戦略のハイブリッド化」が進むと捉える。なお、日本の企業システムのハイブリッド化については、Aoki *et al.* (2007), 宮島 (2011), Isogai (2012) を参照。

12) キャスパーの1年前の論稿では、「シリコンバレーをヨーロッパに輸入する」と題されていた。著書では内発性がより前面に出ている。

キャスパーはこの問題を解くために、二ステップで論を進める。(1)「技術レジーム—企業のイノベーション能力—国の制度的枠組み」の関連構造、(2)公共政策が企業のイノベーション能力を高める二様の経路について。

VOC論とイノベーション論を関連づけるキャスパーの問題意識は、同書の冒頭に示されている。「国の制度的枠組みと企業レベルのイノベーション能力の発展との関係を探究するために重要なことは、起業家的技術企業に関する諸産業の特性のあいだには相違が存在するということである。この分析を根拠づけるために、われわれは『イノベーションのセクターシステム』にかんする最近の研究からの諸概念に依拠するであろう」(ibid., p. 15.)。ここにいう「イノベーションのセクターシステム」論としてキャスパーが第一に挙げているのが、F. マレルバとL. オルセニーゴの仕事(「技術レジームと企業行動」1993年<sup>13)</sup>)であり、国の制度と企業のイノベーション能力とを媒介するものとして中心的に議論される概念として「産業の技術レジーム」があげられている。この点を提起し、比較セクター論を組み込んで、「サブセクター特化」論を提示したところにキャスパーの功績はある。では、「産業の技術レジーム—企業のイノベーション能力—国の制度的枠組み」の関連はどのように捉えられているか。

まず、技術レジームとは何か。それは企業のイノベーション能力にどのように関与するか。また、制度的構成の異なるLMEとCMEとではその関与の仕方は異なるのか否か、異なるとすればどのようにか。

マレルバとオルセニーゴのいう技術レジームとは、(1)イノベーションのシーズ(源泉)がどこにあり、その潜勢力や普及度がどの程度であ

---

13) Malerba and Orsenigo (1993). この論稿を検討した安孫子(2012a) 231-45頁を参照されたい。

るか（イノベーション機会 innovative opportunity という）、(2)イノベーションを模倣から保護する手法はセクターごとにどう異なり、またその有効性はどの程度か（専有可能性 appropriability という）、(3)あい継起するイノベーション間の持続度または時系列的相関はどの程度か、またそれが生じるのは企業・産業・地域のどのレベルなのか（累積性 cumulativeness という）、(4)イノベーションで活用される知識の性格はどのようなものか（基盤的知識か特殊的知識か、暗黙知かコード化知か、複合知か単独知か、システム特有な知か自立的知か）、また知識の移転手段はどのようなものか（知識ベース knowledge base という）という四つの次元からなり、探求すべき技術変化の方向もしくは排斥すべき技術変化の方向についての“強力な処方箋”（規範性をもつレジーム）をさす<sup>14)</sup>。

マレルバとオルセニーゴは、このうち前三者の組み合わせが企業の技術戦略にどのように関与するかを表3のようにまとめた。技術機会・専有可能性・累積性の諸条件が高いか低いかにしたがって技術レジームには八つのタイプがありうるが、この技術レジームのそれぞれが、企業の選択しうる技術戦略の数とタイプを規定する。表3は、それぞれの技術レジームにおいて企業によって選択可能な基本戦略の概要をあたえる。表中の「新しい技術の探索 (exploration)」とは、高い技術機会のもと、新たな科学的発見などを活用して根元的イノベーションを進める技術戦略（I～IV）をさし、「既存の技術の活用 (exploitation)」とは、技術機会の高低とはかかわりなく、高い累積性（たとえば習熟累積性）をベースに漸進的イノベーションをとるという技術戦略（I・II・V・VI）をさす。この二つのそれぞれにおいて、専有可能性が高ければイノベーションの成果は保護されるが、専有可能性が低い場合には先導企業はそ

---

14) 技術レジームの構成要因については、安孫子（2012a）の253-59頁を参照。

表3 技術レジームと企業の技術戦略

		高い技術機会		低い技術機会	
		高い累積性	低い累積性	高い累積性	低い累積性
高い 専有可能性	I	新しい技術の探索 既存の技術の活用	III 新しい技術の探索	V 既存の技術の活用	VII 革新的活動生じず
	低い 専有可能性	II 新技術の探索および専有可能性の強化 既存技術の活用および専有可能性の強化 模倣	IV 新技術の探索および専有可能性の強化 模倣	VI 既存技術の活用および専有可能性の強化 模倣	VIII 革新的活動生じず

れを強化しようとするであろう。また、イノベーション能力を欠く追随企業も、専有可能性が低い条件のもとでは、他企業から学んで技術力を強化しようとするであろう。これが「模倣 imitation」といわれる技術戦略である (II・IV・VI)。これらに対し、技術機会と累積性がともに低い場合、専有可能性の高低にかかわらず、開発力のない追随企業にはイノベーションや模倣の余地が生じない (VII・VIII)。この表では、技術機会と累積性がともに高いと同時に専有可能性が低いという条件(II)のもとで、——「模倣」戦略も加わり——技術戦略がもっとも多様に選択されることが示されている。このようにマレルバラは、技術レジーム

の構成要因と企業の技術戦略との関連を簡潔に描き出している<sup>15)</sup>。キャスパーが着目したのはマレルバらのこの仕事なのである。

キャスパーは、「より企業視軸のアプローチ」を志向したVOC論の視角から、こうした「セクター・イノベーション・システム」論の成果を組み込んで、サイエンス型産業における「サブセクター特化」について論じた。キャスパーは、サイエンス型産業としてともに技術機会の高いバイオ医薬品産業とソフトウェア産業とを比較することはしないが、とくに専有可能性、累積性、知識性格のサブセクターにおける差異が着目され、それらとの関連で（根元的か漸進的かという）イノベーション上の比較優位が論じられた。

そのうえで、そうした〈技術レジーム〉上の差異が、労働市場制度や技能形成制度など諸制度のあたえる誘因や制約とどのように整合的ないし親和的であるかが論じられる。要するに、サイエンス型産業におけるイノベーション上の比較優位が、サブセクターにおける技術レジーム上の差異、ならびにそれを可能にする制度的諸条件によって説明されたのである。キャスパーらの「サブセクター特化」論は、技術レジームと制度的諸条件との関連を視軸にした比較優位論として特徴づけうるであろう。

キャスパーは、シリコンバレーを参看しながら、起業家ビジネスモデルはつぎの三つのリスク管理と能力構築を不可欠ともなうと論じている。①ハイリスクの金融の管理（金融リスク）、②“能力破壊”環境における人的資源の開発（能力破壊リスク）、③高度の人事インセンティブの創出（誘因リスク）。キャスパーは、これら三つのリスク管理と能力形成がおよそ新産業の企業発展にとって不可欠なものともみており、それゆえまた、そうしたリスク管理と能力構築に〈技術レジーム〉の諸特性ならびに国の制度的枠組みがいかにように関与しているかを基本テーマ

---

15) 詳しくは、安孫子（2012a）231-44頁を参照されたい。

としている (*ibid.*, pp. 20-32)。

キャスパーは、まずLMEにおいてこれら三つのリスク管理と能力形成がどのように行われるかを論じ、ついでCMEにおけるそうした条件の困難とそこでの代替措置について論じる。LMEにおいては、金融リスクの管理は、ベンチャーキャピタルの関与と初期株式市場の形成により、また能力破壊リスクの管理は流動的な労働市場制度の設計により、さらに誘因リスクの管理はストックオプション制などの導入により、行われる。これに対して、CMEでは、三つの要件を満たす制度的条件が整わず、銀行の信頼ある長期的関与、コーディネートされた労働編成、企業内誘因リスクの管理などが、LMEと対照的に論じられる。こうしてCME内での制度的条件の困難を取り除くために公共政策が必要になるとされる。

「要するに、LME内では、ファイナンス、企業統治、労働市場と技能形成のパターンは、根元的イノベーション能力の編成に向けて比較制度優位を創出する。自由な市場制度が企業組織のシリコンバレー・モデルと関連する主要能力のジレンマの解決にどう影響するか分析は、こうした主張を支持する。」(*ibid.*, pp. 29-30)

先に一言したように、キャスパーはとくに労働法の競争条項論に留意し、米国内の地域間差異に着目している。知的財産権を保護するために、企業を退職した従業員がその企業と競業する活動を行うことを禁止する法規定は「競業禁止条項 (いわゆる競争条項)」とよばれ、米国のカリフォルニア州ではこの条項は無効とされる。Gilson (1999) は、同じハイテク産業が米国東部の国道ルート128沿線地帯では衰退したのに対して西海岸のシリコンバレーで発展した理由として、ルート128が位置するマサチューセッツ州法では同条項の有効性を一定限度で認めていたのに対し、シリコンバレーがあるカリフォルニア州法では同条項が無効とされたことにみている。キャスパーは米国内のこうした法的条件の地域

間差異を CME ドイツと LME 米国の違いと同様に読み取っている<sup>16)</sup>。

「[LME では] 引き抜き防止のために雇用契約中に挿入される“競争条項”が施行されることを裁判所は拒否する。結果として、職員の引き抜きはひろく行われ、大抵の LME では、経営者をリクルートするために企業に資するヘッドハンティング産業が繁茂している」<sup>17)</sup>。ベンチャー企業のシリコンバレー（または LME）における繁茂を「競業避止条項」の無効性という法的条件に求める視点がキャスパーにあることが確認されてよい。

## II-2 キャスパーの公共政策論

「資本主義の多様性研究は、公共政策の問題、イノベーションに向けた公共政策の問題に、相対的に沈黙してきた」(*ibid.*, p. 37)。むろん、VOC 論が公共政策について論じてこなかったわけではない。ホール／ソスキスは2001年の提題論文で「比較公共政策論への新たなパースペクティブ」を主題化したさい、つぎのように述べていた。政策立案者が直面する主要な問題はこれまで、政府と協力するように経済的アクターを誘導することとして考えられてきたが、ホール／ソスキスは、政策の問題とは「経済的アクターが相互に、より効果的に協力し合うよう誘発するという問題」(Hall and Soskice, 2001, p. 45；訳51頁)だと捉える。したがって「経済政策は、[経済主体の行動を動機づける] インセンティブと整合的である場合にのみ、すなわち現存する政治経済に埋め込まれ

---

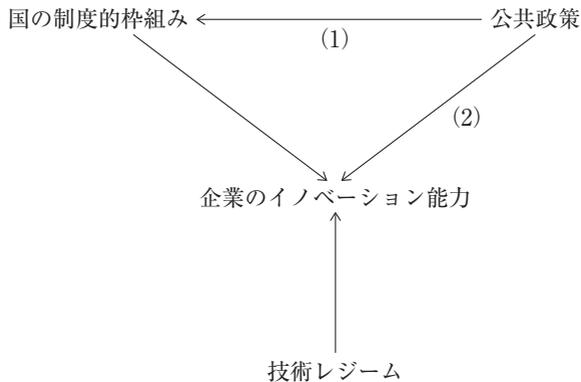
16) キャスパーの議論には「地域的異質性 regional heterogeneity」論が内包されており、地域的イノベーション論（ないし地域的戦略論）はもうひとつの（隠れた）独自性をなす。キャスパーは「LME内での地域的異質性」を主題化したさい次のようにいう。「比較制度研究は、国民的モデル内での地域的異質性の問題を体系的には探究してこなかった」(Casper, 2007, p. 189)。

17) *ibid.*, p. 29. また、同書の27頁、32-3頁も参照。キャスパーの想源はHyde (1998)にある。

ているコーディネーション能力と補完的である場合にのみ、有効であるだろう。コーディネーションがおもに市場メカニズムをつうじて遂行されるLMEでは、経済パフォーマンスの改善のために市場競争を先鋭化する政策が求められよう。他方、CMEでは、非市場コーディネーションのためにアクターの能力を強める政策からより多くの便益が得られるだろう」(ibid., p. 46; 訳53頁)。こうして、LMEとCMEの差異に対応して、「市場インセンティブ market incentive」政策と「コーディネーション指向 coordination-oriented」政策が区別されるのである。

キャスパーもLMEとCMEの相違に対応した政策パターンの二類型を区別する。かれは「国の制度的枠組みと公共政策軌道」と題した図1を示して、公共政策が企業のイノベーション能力に関する仕方について論じている。ある特殊なセクター内の企業のイノベーション能力は、①セクターの「技術レジーム」、②国民的制度枠組み、③公共政策、によって規定される。VOC論の枠組みでは、国家に明確には結びつかない社会慣習的制度(societal institutions)が重視されるため、公共政策は国の制度的枠組みの内容からは自律したものとみなされている。キャスパーは、図1のように、公共政策は企業レベルのイノベーション

図1 国の制度的枠組みと公共政策軌道



能力に二方向から関与すると考える。第一タイプの公共政策は、所与のセクターのニーズによりよく適合するために国の制度的枠組みを再編することを狙う（図中の(1)）。第二タイプの公共政策は、特殊な企業に向けて経済内の「通常の」（ノルムとなっている）誘因と制約を補完するように企図される、あるいは、ときにそうした誘因と制約を回避するように企図される（図中の(2)）。キャスパーの議論をみよう。

まず(1)「制度変化を狙う政策」をめぐる議論について。

VOC論の枠組みでは、産業特化の国民的パターンはその国の制度的補完性によって規定されるため、CMEが定着している国は、根元的イノベーション企業が成功することに困難を伴う。したがって、「比較制度優位論の政策的含意は、すべての国が制度的枠組みを設計するさいトレードオフに直面することである。ある国は、根元的イノベーションか漸進的イノベーションいずれかの技術軌道を支える諸制度を発展させることはできるが、しかし双方の制度を発展させることはできない」(Casper, 2007, p. 39)。こうしたイノベーション支援の制度変化にトレードオフを主張するところにVOC論の特徴はある。

(2)現存する制度を回避することを目標とする政策——セクター支援システム

セクター支援システムと国民的制度枠組みとの関連。第二タイプの公共政策は、不適切な国民的制度枠組みを回避するか、それを補償することを企図した政策である。国民的制度枠組みを狙った第一の政策は、本性上おもに法的・規制的であるのに対して、第二の政策アプローチはより直接に企業に狙いを定めており、はるかに広い潜在的な政策用具の集合をふくんでいる。特殊な企業や産業に資源を向けることを狙った多くの伝統的産業政策がこのカテゴリーに属する。また、ニューエコノミーに属するセクター（例えばバイオテクノロジー）の支援政策もここに入る。新しい技術政策に向けた多くの政策は、資源の供与とセクター特有の規

則や規制とのミックスからなる。セクター支援システムがどのようににより包括的な国民的制度枠組みと相互作用するかについてはなお議論の余地が大きい。

ここで論ずる問題は、B. コリア/O. ヴェーンステーンの提起する二大問題とCMEでの企業のハイブリッド化との関係でもある。

コリアとヴェーンステーンは、イノベーション・プロセスにおける組織と制度との関連を問うなかで、つぎの二つの基本問題を提起した<sup>18)</sup>。

(1) 所与の国のイノベーション・システムの内部で、ある活動にペナルティを課す制度装置を改善することが、他の活動のための比較制度優位の元にある制度装置を危うくすることなしに可能であるか(制度的補完性と比較制度優位との関連、あるいはキャスパーに即せば、公共政策(1)と制度変化との関連)。可能であるならば、強い制度的補完性は存在せず、(補完性ならぬ)制度的両立性と「ルースカップリング」が存在するにすぎない可能性がある。そのばあいは、キャスパーの公共政策論のトレードオフ論は相対化される。(トレードオフ論をとるかどうかがVOC論者であるか否かを分けるからである。)逆に、制度間に補完性があるならば、ある制度の改善は他の制度に影響を及ぼさずにはいない。

(2) 適切な組織的選択を行うことで企業がえる競争優位は、その企業が立地する国のイノベーション・システムから生ずる制度上の比較劣位 comparative institutional disadvantage を埋め合わせることができるかどうか(組織的競争優位と比較制度劣位との関連)。この問いは、キャスパー対ヘルマンランゲ論争にかかわる<sup>19)</sup>。「所与の市場経済での支配的制度に適合しない戦略を追求する企業が比較制度劣位に陥るという仮説は、どの程度まで妥当するか、あるいは、そうした劣位は制度的異質性および/または国際化によって埋め合わされるか(相殺されるか)

---

18) Coriat and Weinstein (2002), p. 289.

どうか」（Lange, 2009, p. 189）がランゲによって問われたのである。

キャスパーの公共政策論では、図1に示唆されるように、技術レジームと国民的制度枠組みとがほとんど関連づけられていない。いいかえれば、「セクター支援システムがより包括的な国民的制度枠組みとどのように相互作用するか」（Casper, 2007, p. 42）が重要だと指摘されてはいるものの、その関連は必ずしも明らかではない。

以上のようなキャスパーの立論に対して、ランゲ、ディーグ／ジャクソンらは制度的異質性論とトランスナショナル化の視点から批判を加えている。つぎのランゲの見解がその代表的なものであろう。——「われわれは経験的結果の帰結として、制度的異質性と国際化をVOCアプローチへ統合することを主張したい。さらにいえば、制度的異質性と国際化は互いに孤立して見られてはならず、むしろあい関連するものとして見られねばならない。例えば、国際的ベンチャー・キャピタリストはドイツでの専門的な国内ベンチャー・キャピタル企業の出現にとって決定的であった。ある市場経済の支配的諸制度、制度的異質性、国際化のあいだの相互作用を概念化することはまた、ビジネスシステムについて、およびそれがどのように変化し進化するかについて、より動的なパー

- 
- 19) ヘルマンは、産業過程論と競争戦略論との混同をいましめ、医薬品産業をフィールドにして、製品の技術的新規性とバリューチェーン視点を結合して、同一産業における「企業の異質性」の根拠について論じた。そこでは、比較制度劣位にもかかわらず“創造的破壊”を試みる起業家として企業を捉えるシュンペーター的視点が鮮明である（Herrmann, 2008, p. 665）。他方、ランゲのほうは、制度がすべての産業と企業に一樣に影響を及ぼすわけではないとする「制度的異質性」論と、企業は内外の制度を利用して比較制度劣位を埋め合わせることがあるという企業の国際化論とを、VOCアプローチに取り込むことを企図しており、三様の制度論を「統合」しようとする視点が独自である。ビジネス・システムとその進化を捉えるには、こうした三様の制度認識を統合する眼が必要であろう（Lange, 2009, p. 204）。こうした点については安孫子（2012b）を参照。

スペクティブをあたえるだろう。」(Lange, 2009, p. 204)

では、制度的異質性と国際化(むしろトランスナショナル化)をVOCアプローチへ統合することはいかにして可能か。この点がつぎに問われなければならない<sup>20)</sup>。

[未完]

## 参考文献

- Aglietta, M., 1976, *Régulation et crise du capitalisme: l'expérience des Etats-Unis*, Paris: Calmann-Lévy, 2<sup>e</sup> éd., 1982. (若森章孝/山田鋭夫/大田一廣/海老塚明訳『資本主義のレギュレーション理論』大村書店, 1989年)
- Amable, B., 2003, *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford: Oxford University Press. (山田鋭夫/原田裕治ほか訳『五つの資本主義——グローバリズム時代における社会経済システムの多様性』藤原書店, 2005年)
- Aoki, M., 2010, *Corporations in Evolving Diversity: Cognition, Governance, and Institutions*, Oxford: Oxford University Press. (谷口和弘訳『コーポレーションの進化多様性——集合認知・ガバナンス・制度』NTT出版, 2011年)
- Aoki, M., G. Jackson, and H. Miyajima (eds.), 2007, *Corporate Governance in Japan*, Oxford: Oxford University Press.
- Becker, U., 2007, *Open Varieties of Capitalism: Continuity, Change and Performances*, London: Palgrave Macmillan.
- Boyer, R., 2002, *La croissance, début de siècle: De l'octet au gène*, Paris: Albin Michel. (井上泰夫監訳, 中原隆幸/新井美佐子訳『ニュー・エコノミーの研究——21世紀型経済成長とは何か』藤原書店, 2007年)
- , 2004, *Une théorie du capitalisme, est-elle possible?*, Paris: Odile Jacob. (山田鋭夫訳『資本主義 vs 資本主義——制度・変容・多様性』藤原書店, 2005年)

---

20) 例えば遠山/原田(2014)は、ホール/ソスキス(2001)の比較制度優位論に、「イノベーションへの国際的影響力の経路」とりわけ「グローバル・サプライチェーンの役割(サプライチェーンをつうじた知識・技術の移転および学習)」が組み込まれる必要があるという視角から、アジア資本主義の制度的多様性と企業のイノベーション特化との関連について論じている。

- , 2005, 'Complementarity in regulation theory', *Socio-Economic Review*, 3-3, pp. 366-71.
- Boyer, R., H. Uemura and A. Isogai (eds.), 2012, *Diversity and Transformations of Asian Capitalism*, London and New York: Routledge.
- Breschi, S. and F. Malerba, 1997, 'Sectoral systems of innovation: technological regimes, Schumpeterian dynamics and spatial boundaries,' in C. Edquist (ed.), *Systems of Innovation: Technologies, Institutions and Organization*, London: Frances Pinter, pp. 130-55.
- Casper, S., 2007, *Creating Silicon Valley in Europe: Public Policy Towards New Technology Industries*, Oxford: Oxford University Press.
- Casper, S. and D. Soskice, 2004, 'Sectoral systems of innovation and varieties of capitalism: explaining the development of high-technology entrepreneurship in Europe,' in F. Malerba (ed.), *Sectoral Systems of Innovation*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 348-87.
- Casper, S., M. Lehrer, and D. Soskice, 1999, 'Can High-technology Industries Prosper in Germany? Institutional Frameworks and the Evolution of the German Software and Biotechnology Industries', *Industry and Innovation*, 6-1, pp. 5-24, in B. Hancké (ed.), 2009, *Debating Varieties of Capitalism: A Reader, ibid.*, pp. 200-20.
- Criat, B. and O. Weinstein, 2002, 'Organizations, firms and institutions in the generation of innovation,' *Research Policy*, vol. 31, pp. 273-90.
- , 2004, 'National institutional frameworks, institutional complementarities and sectoral systems of innovation,' in F. Malerba (ed.), *Sectoral Systems of Innovation*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.325-47.
- Crouch, C., 2005, 'Typologies of Capitalism', in B. Hancké (ed.), 2009, *Debating Varieties of Capitalism: A Reader, ibid.*, pp. 75-94.
- Deeg, R. and G. Jackson, 2007, 'Towards a more dynamic theory of capitalism variety', *Socio-Economic Review*, 5-1, pp. 149-79.
- Esping-Andersen, G., 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Oxford: Basil Blackwell. (岡沢憲美／宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001年)
- Gilson, R.J., 1999, 'The Legal Infrastructure of High Technology Industrial Districts: Silicon Valley, Route 128, and Covenants Not to Compete', *New York University Law Review*, 74 (3).
- Hall, P.A. and D. Soskice (eds.), 2001, *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford: Oxford University Press. (遠山弘徳／安孫子誠男／山田鋭

- 夫／宇仁宏幸／藤田菜々子訳『資本主義の多様性——比較優位の制度的基礎』ナカニシヤ出版, 2007年)
- Hall, P.A. and K. Thelen, 2009, 'Institutional change in varieties of capitalism', *Socio-Economic Review*, 7-1, pp. 7-34.
- Hancké, B. (ed.), 2009, *Debating Varieties of Capitalism: A Reader*, Oxford: Oxford University Press.
- , 2009, 'Introducing the Debate', in B. Hancké (ed.), *Debating Varieties of Capitalism: A Reader, ibid.*, pp. 1-17.
- Hancké, B., M. Rhodes, and M. Thatcher (eds.), 2007, *Beyond Varieties of Capitalism: Conflict, Contradictions, and Complementarities in the European Economy*, New York: Oxford University Press.
- Herrmann, A.M., 2008, *One Political Economy, One Competitive Strategy?: Comparing Pharmaceutical Firms in Germany, Italy, and the UK*, New York: Oxford University Press.
- Hyde, A., 1998, 'Employment Law after the Death of Employment', *University of Pennsylvania Journal of Labor Law*, 1, pp. 105-20.
- Isogai, A., 2012, 'The transformation of the Japanese corporate system and the hierarchical nexus of institutions', in R. Boyer et al. (eds.), *Diversity and Transformations of Asian Capitalism*, London and New York: Routledge, pp. 31-55.
- Lange, K., 2009, 'Institutional embeddedness and the strategic leeway of actors: the case of the German therapeutical biotech industry', *Socio-Economic Review*, 7-2, pp. 181-207.
- Malerba, F. (ed.), 2004, *Sectoral Systems of Innovation: Concepts, Issues and Analyses of Six Major Sectors in Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Malerba, F. and L. Orsenigo, 1990, 'Technological regimes and patterns of innovation: a theoretical and empirical investigation of the Italian case,' in A. Heertje and M. Perlman (eds.), *Evolving Technology and Market Structure: Studies in Schumpeterian Economics*, Michigan: The University of Michigan Press, pp. 283-305.
- , 1993, 'Technological regimes and firm behaviour,' *Industrial and Corporate Change*, vol. 2, no.1; in G. Dosi and F. Malerba (eds.), 1996, *Organization and Strategy in the Evolution of the Enterprise*, London: Macmillan Press, pp. 42-71.
- Nelson, R.R. and S.G. Winter, 1982, *An Evolutionary Theory of Economic Change*, The Belknap Press of Harvard University Press. (後藤 晃／角南 篤／田中辰雄訳『経済変動の進化理論』慶應義塾大学出版会, 2007年)

- Piketty, T., 2013, *Le Capital au XXI<sup>e</sup> Siècle*, Éditions du Seuil. (山形浩生／守岡 桜／森本正史訳『21世紀の資本』みすず書房, 2014年)
- Streeck, W., 2009, *Re-Forming Capitalism: Institutional Change in the German Political Economy*, Oxford: Oxford University Press.
- Streeck, W. and K. Thelen (eds.), 2005, *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*, New York: Oxford University Press.
- Taylor, M.Z., 2004, 'Empirical Evidence Against Varieties of Capitalism's Theory of Technological Innovation', *International Organization*, 58, in B. Hancké (ed.), 2009, *Debating Varieties of Capitalism: A Reader, ibid.*, pp. 221-47.
- Zugehor, R., 2003, *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus, Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, Opladen: Leske + Budrich. (風間信隆監訳, 風間信隆／松田 健／清水一之訳『ライン型資本主義の将来——資本市場・共同決定・企業統治』文眞堂, 2008年)
- 安孫子誠男, 2012a, 『イノベーション・システムと制度変容——問題史的省察』千葉大学経済研究叢書8.
- , 2012b, 「イノベーション・システムと比較制度優位——近年の争点」『千葉大学経済研究』第27巻第2/3号, 1-45頁.
- 植村博恭／宇仁宏幸／磯谷明徳／山田鋭夫編, 2014, 『転換期のアジア資本主義』藤原書店.
- 宇仁宏幸, 2009, 『制度と調整の経済学』ナカニシヤ出版.
- 遠山弘徳, 2010, 『資本主義の多様性分析のために——制度と経済パフォーマンス』ナカニシヤ出版.
- 遠山弘徳／原田裕治, 2014, 「アジア資本主義の多様性——制度的構図と企業のイノベーション行動」, 植村博恭ほか編『転換期のアジア資本主義』藤原書店, 第2章.
- 宮島英昭, 2011, 「日本の企業統治の進化をいかにとらえるか——危機後の再設計に向けて」, 同編『日本の企業統治』東洋経済新報社, 序章.
- 山田鋭夫, 2008, 『さまざまな資本主義——比較資本主義分析』藤原書店.
- 山田鋭夫／宇仁宏幸／鍋島直樹編, 2007, 『現代資本主義への新視角——多様性と構造変化の分析』昭和堂.

(2015年9月2日受理)